

「貨物利用運送事業者に対する行政処分等の基準について」 の一部改正（案）について

1. 改正の背景

貨物利用運送事業者は、貨物利用運送事業法令に基づき、貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物サービスの円滑な提供を確保することによって、利用者の利益の保護とその利便の増進に寄与することが求められています。

しかしながら、昨年には、貨物利用運送事業者に係る放射性物質の紛失事故、航空法で禁止されている爆発物等の危険品（花火）の航空機輸送及び鉄道貨物の滞留等の不祥事案が連続して発生したところです。

そのため、国土交通省としては、この事態を重く受け止め、「貨物利用運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成15年国総貨複第219号）をより適正化・厳格化するための見直しを行い、今般、所要の改正を行うこととしました。

2. 改正の概要

①悪質事案の再違反の罰則強化（加重要件規定の厳格化）

「再違反」の場合であって、かつ、「悪質な場合」に該当するときは、更に重い行政処分等を行うことができることとします。

②処分等の軽減要件に係る軽減規定適用欄等の明確化

【1】軽減要件の基準を満たしている場合であって、「反復、計画的なものと認められるもの」で、かつ、「再違反」のときは、「初犯」扱いの軽減とはせず、「臨時、偶発的なものと認められるもの」としての軽減のみを行うものとします。

【2】「初犯」の場合（「反復、計画的なものと認められるもの」に該当する場合を除く。）には、事業停止処分に該当するときは、その停止期間を2分の1を超えない範囲で短縮し、文書警告は文書勧告とし、文書勧告は口頭注意とすることとします。

③ 処分等を軽減する場合の要件の追加による厳格化

当該違反の内容が、下記（A）に該当する場合又は（B）のいずれにも該当する場合は、行政処分等を軽減するものとします。

（A）当該違法行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合

（B）・利用者及び第三者に対し損害を与えていない場合

・過去3年以内に行政処分等を受けていない場合

・当該違法状態を是正するために直ちに相当の改善措置を執ったことの証明があった場合

④ 事業停止日数が10日未満の場合における執行の厳格化

合算事業停止日数が10日未満であっても、文書警告とはせずに、所定の日数について事業停止処分を執行することとします。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：平成21年4月1日（平成21年4月1日以降に違反事実を確認した
ものから適用することを予定しています。）